注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、宮古島市役所又は那覇地方法務局宮古島支局に照会すること。

平成二十六年五月十六日

法務大臣　谷垣　禎一

沖縄県宮古島下地間切嘉手苅村九十五番地

砂川　武佐

○外務省告示第百六十六号

平成二十六年四月二十九日にアクラで、セコンディ水産業振興計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　セコンディ水産業振興計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億二千五百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年六月三十日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十六年五月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六十七号

平成二十六年四月二十九日にアクラで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億三千万円

○厚生労働省告示第二百三十二号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第三十六条第二項の規定により、同法第四条第九項に規定する登録検査機関について、製品検査を行う事業所の名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同法第四十五条第三号の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録検査機関の名称	変更後の事業所の名称	変更前の事業所の名称	変更の日
公益財団法人兵庫県予防医学協会	公益財団法人兵庫県予防医学協会	公益財団法人兵庫県予防医学協会検査センター	平成二十五年十二月一日

3　贈与の供与期限　平成二十七年四月三十日まで

4　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十六年五月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六十八号

平成二十六年四月二十九日にアクラで、ガーナ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がガーナ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　二億円

3　署名者

日本側　二階尚人在ガーナ大使

ガーナ側　ハナ・セルワ・テテ外務・地域統合大臣

平成二十六年五月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○文化庁告示第三十号

著作権法施行令（昭和四十五年政令第三百三十五号）第二条第一項第二号に基づき、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第三項の視覚障害者等のための複製又は自動公衆送信が認められる者として、次に掲げる者を平成二十六年五月一日付けで指定したので、同令第二条第二項に基づき告示する。

平成二十六年五月十六日

文化庁長官　青柳　正規

弱視者問題研究会

○厚生労働省告示第二百三十三号

食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第十四条（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）として、次のとおり登録したので、同令第二十条第一項（同令第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

登録養成施設の名称及び所在地	登録年月日
東京農業大学応用生物科学部食品安全健康学科 東京都世田谷区桜丘一丁目一番一号	平成二十五年十二月二十五日

○厚生労働省告示第二百三十四号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二第一項の規定に基づき、希少疾病用医薬品として次のものを指定したので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
乾燥スルホ化人免疫グロブリン	顕微鏡的多発血管炎における神経障害の改善（ステロイド剤が効果不十分な場合に限る。）	一般財団法人化学及血清療法研究所　熊本市北区大窪一丁目六番一号	平成二十六年二月二十六日
Ｐｒａｌａｔｒｅｘａｔｅ	末梢性Ｔ細胞リンパ腫	帝人ファーマ株式会社　東京都千代田区霞が関三丁目二番一号	平成二十六年二月二十六日
タラポルフィンナトリウム	化学放射線療法又は放射線療法後の局所遺残再発食道癌	ムンディファーマ株式会社　東京都港区港南二丁目十五番一号	平成二十六年三月十七日
ダルベポエチンアルファ（遺伝子組換え）	骨髄異形成症候群に伴う貧血	Ｍｅｉｊｉ　Ｓｅｉｋａファルマ株式会社　東京都中央区京橋二丁目四番十六号	平成二十六年三月十七日
		協和発酵キリン株式会社　東京都千代田区大手町一丁目六番一号	平成二十六年三月十七日

○厚生労働省告示第二百三十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の二の五第三項の規定により公示する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

医薬品の名称	予定される効能又は効果	届け出た者の氏名又は名称及び住所	取消年月日
ガンシクロビル眼内埋植用製剤	後天性免疫不全症候群におけるサイトメガロウイルス網膜炎	ボシュロム・ジャパン株式会社　東京都品川区南大井六丁目二十六番二号	平成二十六年二月二十六日
フルオシノロンアセトニド眼内埋植用製剤	後眼部に及ぶぶどう膜炎	ボシュロム　インコーポレイテッド　アメリカ合衆国ニュージャージー州ブリッジウォーター　七〇〇ルート　二〇二／二〇六ノース	平成二十六年三月十七日

○厚生労働省告示第二百三十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第五項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第三百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年五月十六日

厚生労働大臣　田村　憲久

「アメリカ合衆国（ニュージャージー州を除く。）」を「アメリカ合衆国（カリフォルニア州、デラウェア州、ニュージャージー州及びメリーランド州を除く。）」に改める。